

平成十八年十月二十七日提出
質問第一二五号

非核三原則に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

非核三原則に関する質問主意書

一 外務省公式ホームページによれば、二〇〇六年十月二十四日、記者会見において、記者からの「今日、麻生外務大臣が国会の委員会の場で、核保有を巡る議論について、大臣は従来からお考えを示しているように、議論自体は容認するというお立場のようですが、一方で、防衛庁の久間長官は、議論すること自体が、そういう議論が高まっているという誤解を与えかねないということで、慎重な姿勢を示しているのですが、外務省としては、核保有議論にはどのような姿勢で臨むお考えなのでしょうか。」という質問に対して、坂場三男外務報道官は、

「日本の核保有の問題については、国内でも、海外でも関心を持たれている状況にありますが、総理ご自身が公の場で何度も『日本政府として、非核三原則を堅持するとの立場に変わりはない』と明確におっしゃっていますので、外務省の立場は、これ以上に、本件について申し上げることはありません。」と答えているが、右外務報道官は麻生太郎外務大臣と同一の見解を有しているか。

二 一で坂場三男外務報道官の言及した非核三原則の定義如何。

三 非核三原則は法的拘束力を有しているか。

四 非核三原則を廃棄することが日本国憲法に抵触すると政府は認識しているか。
右質問する。